

医政メモ Q&A

「特定保健指導」のアウトソーシング先等の実態調査

【「特定保健指導」のアウトソーシング先等の実態調査】が2月5日付けで札幌市内のすこやか健診を実施している各医療機関へ文書で送付されました。厚労省からの委託を受け札幌市保健福祉局健康衛生部からすこやか健診実施医療機関へ宛てられたものですが、これに対する回答はインターネット上の厚労省のホームページから調査票をダウンロードし電子メールで送るというものでFAXも可となっていました。いずれにしても厚労省のホームページにアクセスできるネット環境を前提としたものでした。

Q：この調査がおこなわれた背景は？

A：平成17年12月1日の政府・与党医療改革協議会における「医療制度改革大綱」で、「生活習慣病予防の徹底」を図るため、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者および被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した新たな健診・保健指導の実施を義務づけました。また市町村が行う健診については現在の老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」へと平成20年より改正し、今実施されている各種事業を健康増進法等により漏れなく継続して実施し、連携をとって総合的に健康増進を推進するとしたものでした。さらに先の通常国会において成立した医療制度改革関連法においても疾病の予防の重視と医療費適正化の観点から、生活習慣病予防のための「特定健診・保健指導」を平成20年度から医療保険者が実施することとしました。このことを受けて今回は、現在「すこやか健診」を実施している医療機関において特定保健指導業務をおこなう意志あるいは用意があるかを実態調査するものでした。

Q：特定保健指導業務とは？

A：医師、保健師、管理栄養士で一定の研修を受けた者が「特定健診（すこやか健診に相当）」の結果にもとづき、内臓脂肪蓄積のリスクと心疾患等のリスク要因から対象者をグループ分けして保健指導を行うもので、記録はCD-R等の電磁的方式により保険者に提出することとなっています。

今回、人的資源の整備の困難なことや利用者の利便性を配慮し土日祝日・夜間の実施などのニーズにこたえることの困難さから保険者からアウトソーシング（業務委託）を受けた医療機関等が業務の一部を再委託することも可としています。

Q：今回の調査の問題点は？

A：特定保健指導業務に民間企業が参入した場合、営利を目的とした不適切な指導業務の拡大や、個別のニーズを無視した画一的な指導が行われる可能性があり、もし調査結果から特定健診実施医療機関に特定保健指導業務を受け入れる用意がないとなればそのような事態になることが心配されます。

今回の調査に先立って札幌では健診、保健指導、治療を一貫して行う立場としてかかりつけ医による生涯を通じた健康管理が大切であり特定健診・特定保健指導の体制を医師会が中心になって構築する必要があるとの考えから、実態調査にご配慮いただきお願いの業書を会長名で送らせていただきました。

政府・厚労省では今回の調査とは別に法案や政策についてのパブリックコメントをインターネット上で募集することがあります。今回の調査にもあてはまるとは思いますが、期間が一週間とか短いのでまめにホームページをチェックしていないと見過ごしてしまうこともあります。直接意見を言えるチャンスですので会員のみなさんも是非パブリックコメン

トを寄せられたら良いと思います。インターネットでの募集であることでのバイアスとどのように利用されるのかという懸念もありま

すが、おかしいところがあればいろいろな方法で意見を言うことが重要だと思います。

(政策部担当理事 山本 秀樹)